

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社 D' EFFORT ここから訪問看護リハビリケア
所在地	本事業所（センター南） 〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 13-2 宮下ビル
事業所指定番号	(介護保険) 第 1463890431 号 (医療保険) 第 389.043.1 号
所長・連絡先	所長：東 智洋 連絡先：045-548-5913
サービス提供地域	都筑区、青葉区、港北区、緑区、川崎市宮前区

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤）
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	名（常勤） 名（非常勤）
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名（常勤） 名（非常勤）
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名（常勤） 名（非常勤）
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリテーションをします。	名（常勤） 名（非常勤）
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名（常勤） 名（非常勤）

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 但し、土日祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。	午前9時から午後6時まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

【介護保険】緊急時訪問看護加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）	利用する	利用しない
【医療保険】24時間対応体制加算	利用する	利用しない
区の福祉保健サービス課への情報	了承する	了承しない

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
（理学療法士等の訪問）
1. 訪問看護計画書および報告書の作成について、看護師との連携が必要となるため、当事業所看護師が計画作成のために定期的に訪問いたします。その他、適宜必要と判断した際には相談の上、看護師が訪問する場合がございます。
2. 当事業所の理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに訪問しておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担

訪問看護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働省が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受理サービスであるときには、その1割、2割又は3割の額とします。詳細は別紙の料金表を参照するものとします。

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次の通りです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものとします。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施します。
- ③ 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

7. 秘密保持

事業所及び看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、同意を得るものとします。

8. 緊急時等における対応方法

看護職員等は指定訪問看護等を実施中に、利用者の急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（TV 電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- ① 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ② 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

12. その他運営についての重要事項

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後6か月以内
- ② 継続研修 年2回

13. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-479-9056
FAX 番号	045-479-9057
担当者	管理者：岩井 菜々子
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等が出来ます。

神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課 苦情係	所在地：横浜市西区楠町 27-1
	電話番号：045-329-3447
横浜市福祉調整委員会事務局	所在地：横浜市中区本町 6-50-10
	電話番号：045-671-4045
	FAX 番号：045-681-5457
横浜市健康福祉局高齢健康福祉部 介護事業指導課	所在地：横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 16 階
	電話番号：045-671-2356
	FAX 番号：045-550-3615
① 都筑区 高齢・障害支援課	所在地：横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
	電話番号：045-948-2301
	FAX 番号：045-948-2490
② 青葉区 高齢・障害事務係	所在地：横浜市青葉区市ヶ尾町 31-4
	電話番号：045-978-2444
	FAX 番号：045-978-2427
③ 港北区役所高齢・障害支援課	所在地：横浜市港北区大豆戸町 26-1
	電話番号：045-540-2325
	FAX 番号：045-540-2396
④ 緑区役所高齢・障害支援課	所在地：横浜市緑区寺山町 118
	電話番号：045-930-2315
	FAX 番号：045-930-2310
⑤ 川崎市宮前区役所 高齢・障害支援課	所在地：川崎市宮前区宮前平 2-20-5
	電話番号：044-856-3242
	FAX 番号：044-856-3163

14. 運営法人の概要

事業者	株式会社 D' EFFORT
代表者	代表取締役 東 智洋
所在地	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 3-6-1 新横浜 SR ビル 3 階 C 区画
事業所	ここから訪問看護リハビリケアセンター南
管理者	岩井 菜々子
所在地・連絡先	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 13-2 宮下ビル 電話番号：045-479-9056 FAX：045-479-9057